仕事と育児の両立を進めよう!

育児休業(育休)は性別を問わず取得できます。

※ 産後休暇取得者以外の方は産後8週間のうち4週間までを休業とする 「出生時育児休業」も取得できます。(詳細は次頁参照)

対象者	本学の職員。 ただし、期間を定めて雇用される職員(教員任期規則適用者、定年後の再雇用者、 テニュアトラック規則適用者及び病院助教を除く。)は、育児休業期間終了後から6月 を経過する日(当該日に子が1歳6か月に満たない場合は、子が1歳6か月に達する 日)までの間に、雇用が継続(更新)される可能性がある場合に取得できます。
期間	子の3歳の誕生日の前日まで。
申出期限	育児休業を始めようとする日の 1 ヶ月前までに所属(配属)の人事事務担当者に申 し出てください。
分割取得	令和 4 年 10 月以降は,分割して 2 回取得可能です。

育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。

育児休業給付

1歳未満(一定の要件を満たす場合は1歳6ヶ月または2歳未満)の子を養育するために、育児休業を取得した雇用保険の一般保険者で、育児休業により給与の全部または一部が支給されない場合は雇用保険から、休業開始時賃金月額の67%(6ヶ月経過後は50%)の給付金が受けられます。

詳しくは、以下ホームページを参照してください。

https://www.hiroshima-u.ac.jp/jinji_seido/kakusyu/koyouhoken/kyufu3



育児休業期間中の社会保険料の免除

育児休業中の給与が支払われない期間(子が 3 歳に達するまでの期間)は、一定の要件を満たしていれば掛金(長期・短期・介護)の支払いの免除を申請できます。

- ① その月の末日が育児休業期間中である場合
- ② 令和4年10月以降は
- ・①に加えて、同一月内で育児休業を取得(開始・終了)し、その日数が 14 日以上の場合、新たに保険料免除の対象となります。
- ・ただし、賞与に係る保険料は連続して1か月を超える育児休業を取得した場合に限り免除となります。 また、育児休業終了後、子が3歳に達するまでの間は、標準報酬月額の取扱及び将来の年金への不安を 軽減する措置を申請することができます。



出生時育児休業は産後休暇取得者以外の方が取得できます。

対象者	本学の職員。 ただし、期間を定めて雇用される職員(教員任期規則適用者、定年後の再雇用者、テニュアトラック規則適用者及び病院助教を除く。)は、子の出生の日(出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までの間に、雇用が継続(更新)される可能性がある場合に取得できます。
期間	- COA9。 - 子の出生後8週間以内に4週間まで。
申出期限	出生時育児休業を始めようとする日の2週間前までに所属(配属)の人事事務担当者に申し出てください。
分割取得	分割して2回取得可能です。 (分割して取得しようとする場合は,原則,2回分をまとめて申し出てください)
休業中の 就業	労使協定を締結した場合に就業可能となります。 ※本学では、労使協定を締結していないため、出生時育児休業期間中の就業はできません。

出生時育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。

出生時育児休業給付

出生時育児休業を取得した場合に、給付(休業開始時賃金月額の67%)を受けることができます。 給付金の対象となる支給要件は以下のとおりです。

・休業開始日前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある(ない場合は就業している時間数が 80 時間以上の)完全月が 12 か月以上あること。

詳しくは、以下ホームページを参照してください。

https://www.hiroshima-u.ac.jp/jinji_seido/kakusyu/koyouhoken/kyufu3



出生時育児休業期間中の社会保険料の免除

出生時育児休業中の給与が支払われない期間は、一定の要件を満たしていれば掛金(長期・短期・介護)の支払いの免除を申請できます。

- ① その月の末日が出生時育児休業期間中である場合
- ② 令和4年10月以降は
 - ・①に加えて、同一月内で出生時育児休業を取得(開始・終了)し、その日数が 14 日以上の場合、新たに保険料免除の対象となります。
 - ・ただし、賞与に係る保険料は連続して1か月を超える育児休業を取得した場合に限り免除となります。

育児休業・出生時育児休業の申出をしたこと又は取得したことを理由として 不利益な取扱いをすることはありません。

(出産・育児に関する参考情報)

出産・育児に関する手続きについて

大まかな流れを表にまとめています。

詳細は以下の URL にアクセスしてください。

https://www.hiroshima-u.ac.jp/jinji_seido/zaisyoku/shussan-ikuji





主に常勤職員の方を対象とした制度を掲載しています。

契約職員・非常勤職員の方については、雇用形態や勤務年数などによって利用できる制度が異なる場合があります。詳しくは、配属(所属)の人事事務担当者又は人事コンシェルジュまでお問い合わせください。

(人事コンシェルジュ) https://forms.office.com/r/Ba5d16Kane

※ 問い合わせ内容は、本フォームに入力してくだい。

